議案第六十一号

杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年十一月二十一日

提出者　　杉並区長　山田　宏

杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例の一部を改正する条例

杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例（昭和五十六年杉並区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（休館日及び利用時間）

第二条の二　福祉会館及び視覚障害者会館（以下「福祉会館等」という。）の休館日及び利用時間は、規則で定める。

第三条第一項中「福祉会館及び視覚障害者会館（以下「福祉会館等」という。）」を「福祉会館等」に改める。

第十条及び第十一条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第十条　区長は、杉並区立和田障害者交流館、杉並区立高円寺障害者交流館及び視覚障害者会館（以下「障害者交流館等」という。）の設置の目的を効果的に達成するため必要

があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、障害者交流館等の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

一　第二条第一項第七号及び第八号並びに同条第二項各号に掲げる事業に関する業務

二　第三条第一項の規定により障害者交流館等の施設の利用を承認すること又は同条第三項の規定により同項各号のいずれかに該当すると認めたときに障害者交流館等の施設の利用を承認しないこと。

三　第七条の規定により、同条第一号若しくは第三号に該当するとき、利用者が利用の目的若しくは指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が必要と認めたときに、障害者交流館等の施設の利用条件の変更、利用の停止又は利用の承認の取消しをすること。

四　障害者交流館等の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

五　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第十一条　区長は、障害者交流館等の指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

2　指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3　区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管

理を行うことができると認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一　管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

二　関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

三　障害者交流館等の効用を最大限に発揮するとともに、心身障害者の福祉の増進を図ることができること。

四　前三号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

第十二条を第十五条とし、第十一条の次に次の三条を加える。

（指定管理者の告示）

第十二条　区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（事業報告書の作成及び提出）

第十三条　指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

（協定の締結）

第十四条　区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一　管理の業務の実施及びその報告に関する事項
二　個人情報の取扱いその他の障害者交流館等の管理の基準に関する事項
三　前二号に掲げるもののほか、障害者交流館等の管理に関し必要な事項

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例（以下「改正前の条例」という。）第十条の規定により管理を委託している杉並区立杉並障害者福祉会館、杉並区立和田障害者交流館、杉並区立高円寺障害者交流館及び杉並区立杉並視覚障害者会館については、改正前の条例第十条及び第十一条の規定は、平成十八年九月一日（同日前に、この条例による改正後の杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例第十一条の規定により当該障害者交流館及び当該視覚障害者会館の指定管理者を指定した場合にあっては当該指定の日とし、杉並区立杉並障害者福祉会館の管理の委託が終了した場合にあっては当該終了の日とする。）までの間は、なおその効力を有する。

（提案理由）

障害者交流館及び視覚障害者会館に指定管理者制度を導入する等の必要がある。

資　　料

杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

新条例	旧条例
（休館日及び利用時間） 第二条の二　福祉会館及び視覚障害者会館（以下「福祉会館等」という。）の休館日及び利用時間は、規則で定める。	
（利用の手続等） 第三条　福祉会館等の規則で定める施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。	（利用の手続等） 第三条　福祉会館及び視覚障害者会館（以下「福祉会館等」という。）の規則で定める施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。
２　及び３　略	２　及び３　略
（指定管理者による管理） 第十条　区長は、杉並区立和田障害者交流館、杉並区立高円寺障害者交流館及び視覚障害者会館（以下「障害者交流館等」とい	（管理の委託） 第十条　区長は、次表の上欄に掲げる福祉会館等の管理を同表下欄に掲げる公共的団体に委託することができる。この場合におい

う。）の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、障害者交流館等の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

一　第二条第一項第七号及び第八号並びに同条第二項各号に掲げる事業に関する業務

二　第三条第一項の規定により障害者交流館等の施設の利用を承認すること又は同条第三項の規定により同項各号のいずれかに該当すると認めたときに障害者交流館等の施設の利用を承認しないこと。

三　第七条の規定により、同条第一号若しくは第三号に該当するとき、利用者が利用の目的若しくは指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が必要と認

て、区長は、当該公共的団体との間に委託の範囲、管理の方法その他委託に関し必要な事項を定めなければならない。

区分	委託団体名
杉並区立杉並障害者福祉会館	杉並障害者福祉会館運営協議会
杉並区立和田障害者交流館	財団法人杉並区障害者雇用支援事業団
杉並区立高円寺障害者交流館	杉並区障害者団体連合会
杉並区立杉並視覚障害者会館	杉並区視覚障害者福祉協会

めたときに、障害者交流館等の施設の利用条件の変更、利用の停止又は利用の承認の取消しをすること。

四　障害者交流館等の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

五　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第十一条　区長は、障害者交流館等の指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

2　指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3　区長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するも

（経費の支出）

第十一条　前条の規定に基づき管理を委託したときは、区長は、予算の範囲内において、当該委託した事務の執行に要する経費を委託料として支払うものとする。

2　前条の規定に基づき管理を委託された公共的団体が、心身障害者の福祉を増進させるための事業を実施するときは、区長は、予算の範囲内において、補助金を支出することができる。

のとする。
一　管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。
二　関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。
三　障害者交流館等の効用を最大限に発揮するとともに、心身障害者の福祉の増進を図ることができること。
四　前三号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

（指定管理者の告示）
第十二条　区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（事業報告書の作成及び提出）
第十三条　指定管理者は、毎年度終了後（年

度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

（協定の締結）

第十四条　区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一　管理の業務の実施及びその報告に関する事項

二　個人情報の取扱いその他の障害者交流館等の管理の基準に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、障害者交流館等の管理に関し必要な事項

（委任）

第十五条　略

（委任）

第十二条　略